発行者である会社以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成二年大蔵省令第三十八号) (第二十五条関係)

の他のものについては第八条第二項に規定する方法により換算した第一項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、そじ。)に係る当該株券等に係る議決権の数(株券については第八条第三条 法第二十七条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める 第(特別関係者で除外される者等)	四(略) (株券等に含めない有価証券) (株券等に含めない有価証券) に係る株券 (株券等に含めない有価証券)	改正案
いう。以下同じ。)が、次に掲げる区分に従い当該各号に定める数のものについては第八条に規定する方法により株式に換算した数をじ。)に係る当該株券等の数(株券については株式の数を、その他第三条 法第二十七条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める(特別関係者で除外される者等)	(株券等に含めない有価証券)	現行

の区分に従い当該各号に定める数以下である者とする。 株式に係る議決権の数をいう。以下同じ。) が、次に掲げる株券等

一 内国会社の発行する株券等 二十個

| 五項に規定する議決権をいう。第六条において同じ。) の百分 | | | 外国法人の発行する株券等 | 総株主の議決権 (法第三十二条第

2・3 (略)

の一に相当する数

(適用除外となる買付け等)

次に掲げる場合とする。

(当該会社が商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十条第役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付け等を行う場合一 株券等の発行者である会社の役員又は従業員が当該会社の他の

等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行、証券会社に委託して行う場合に限る。) であって、当該買付け一項の規定に基づき買付けた株券以外の株券等を買付けるときは

に満たない場合に限る。次号において同じ。)

われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円

一 (略)

(買付け等の通知書の記載事項等)

以下である者とする。

| 内国会社のうち前二号に規定する会社以外の会社の発行する株

券等 二十株

二 外国法人の発行する株券等 発行済株式の総数の百分の一に相

当する数

2・3 (略)

,

| 第四条 | 令第七条第五項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、| (適用除外となる買付け等)

次に掲げる場合とする。

一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号におりの株券等を買付けるときは、証券会社に委託して行う場合に限る。)であって、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投限る。)であって、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投限る。)であって、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投限る。)であって、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投限る。)であって、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投限を行う場合に当該会社が商法第二百十条第一項の規定に基づき買付けた株券に当該会社が商法第二百十条第一項の規定に基づき買付け等を行う場合に

二 (略)

(買付け等の通知書の記載事項等)

第五条(令第八条第五項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、

次に掲げる事項とする

(略)

二 公開買付けに係る株券等の種類、応募株券等の数の合計、買付 け等をする株券等の数の合計及び返還する株券等の数の合計

三 了 五 (略)

2 8 (略)

(株券等の所有割合の計算)

第六条 法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合は、次に

掲げる方法で計算することとする。

その者の所有に係る当該株券等 (株券及び令第九条の二に定める を除く。)に係る議決権の数を加算した数で除す方法 所有に係る当該株券等 (株券及び令第九条の二に定める有価証券 者である会社の総株主の議決権の数に当該買付け等の後における その者の所有に係る当該株券等(次条に掲げるものを除く。以下 有価証券を除く。 この項において同じ。) に係る議決権の数を、当該株券等の発行 株券等の買付け等を行う者にあっては、買付け等の後における)に係る議決権の数及びその者の特別関係者の

一特別関係者(法第二十七条の二第七項第二号に掲げる者で当該 社の総株主の議決権の数にその者の所有に係る当該株券等(株券 は、その者の所有に係る当該株券等に係る議決権の数を、当該会 会社の発行する株券等の買付け等を行うものを除く。) にあって

> 第五条
> 令第八条第五項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、 次に掲げる事項とする。

(略)

をする株券等の総数及び返還する株券等の総数

公開買付けに係る株券等の種類、応募株券等の総数、

買付け等

三 石 (略)

2 { 8 (略)

(株券等の所有割合の計算)

第六条 法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合は、次に

掲げる方法で計算することとする。

株券等 (株券を除く。 この項において同じ。)の数を、当該株券等の発行者である会社 その者の所有に係る当該株券等 (次条に掲げるものを除く。以下 の発行済株式の総数(次項に定める数を除く。 (株券を除く。) の数及びその者の特別関係者の所有に係る当該) に当該買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等 株券等の買付け等を行う者にあっては、買付け等の後における)の数を加算した数で除す方法 次号において同じ

一 特別関係者 (法第二十七条の二第七項第二号に掲げる者で当該 式の総数にその者の所有に係る当該株券等 (株券を除く。 は、その者の所有に係る当該株券等の数を、当該会社の発行済株 会社の発行する株券等の買付け等を行うものを除く。) にあって

)に係る議決権の数を加算した数で除す方法る当該株券等(株券及び令第九条の二に定める有価証券を除く。及び当該買付け等の後における当該買付け等を行う者の所有に係及び令第九条の二に定める有価証券を除く。)に係る議決権の数

(削る)

(議決権の数の計算)

の数とする。 ところにより計算した株式に係る議決権の数は、株式に係る議決権第八条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定める 第

係る議決権の数(新株の引受権の目的である株式の発行価格及び一新株引受権証書については、新株の引受権の目的である株式に

る当該株券等 (株券を除く。) の数を加算した数で除す方法及び当該買付け等の後における当該買付け等を行う者の所有に係

| のの数とする。 | 2 | 前項において発行済株式の総数から除かれる数は、次に掲げるも

(株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者が所有するものつき株主が議決権を有しないこととされる場合における当該株式一 商法第二百四十一条第二項及び第三項の規定によりその株式に

ある株式に転換することが請求できないものを有しないこととされる場合における当該株式であって議決権の二.商法第二百四十二条の規定によりその株式につき株主が議決権

を除く。

(新株引受権証書等の換算)

| 数とする。 | ところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した | 第八条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定める

は、当該端数を切り捨てて得た数)。第三号において同じ。)との総額を当該発行価格で除して得た数(一未満の端数があるとき格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の目的である株式の数(新株の引受権の目的である株式の発行価一 新株引受権証書又は新株引受権証券については、新株の引受権

応する株式に係る議決権の数。) とする方法該端数を切り捨てて得た数) を株式の数とし、当該株式の数に対を当該発行価格で除して得た数 (一未満の端数があるときは、当発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額

- る方法「与されている新株予約権の目的である株式に係る議決権の数とす」「当されている新株予約権の目的である株式に係る議決権の数とす」「新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付
- 議決権の数とする方法
 、内国法人の発行する証券又は証書に準じて換算した株式に係る
 約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては
 のいては、株式に係る議決権の数とし、新株引受権証書、新株予四 外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものに
- 掲げる数とする方法おいて表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に、おいて表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に、、株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券に
- 格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価式に係る議決権の数(新株の引受権の目的である株式の発行価利の目的である新株引受権証書の新株の引受権の目的である株口 新株引受権証書 当該株券等預託証券において表示される権口

する方法

- を切り捨てて得た数)とする方法||発行価格で除して得た数(一未満の端数があるときは、当該端数|| 転換社債券については、券面額を転換により発行すべき株式の

- 掲げる数とする方法おいて表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に五、株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券に
- ある株式の数 おる株式の数 おる株式の数 おります おいて表示される権利の目的で
-)。 二において同じ。)

 司 新株引受権証券又は新株引受権証書 当該株券等預託証券に 新株引受権証券又は新株引受権証書 当該株券等預託証券に 新株引受権証券又は新株引受権証書 当該株券等預託証券に 新株引受権証券とは新株引受権証書 おびまれてに 新株引受権証券と

株式の数に対応する株式に係る議決権の数)ときは、当該端数を切り捨てて得た数)を株式の数とし、当該額の総額を当該発行価格で除して得た数(一未満の端数がある

- に係る議決権の数利の目的である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式、対策予約権証券、当該株券等預託証券において表示される権
- 約権の目的である株式に係る議決権の数る権利の目的である新株予約権付社債に付与されている新株予1、新株予約権付社債券、当該株券等預託証券において表示され
- ある株式に係る議決権の数るもの、当該株券等預託証券において表示される権利の目的で、外国の法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有す
- 係る議決権の数内国法人が発行者である証券又は証書に準じて換算した株式に対解予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものが外国の法人が発行者である証券又は証書で新株引受権証書で、

(株券等の数の換算)

(新設)

数(新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総一 新株引受権証書については、新株の引受権の目的である株式の

- 数を切り捨てて得た数) 発行価格で除して得た数(一未満の端数があるときは、当該端目的である転換社債券の券面額を転換により発行すべき株式の 転換社債券 当該株券等預託証券において表示される権利の
- 当該権利の目的である株式の数 外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するもの
- た数もの。内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算し、もの。内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算し、受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券の性質を有する、外国法人の発行する証券又は証書で新株引受権証書、新株引へ、外国法人の発行する証券又は証書で新株引受権証書、新株引

捨てて得た数)とする方法格で除して得た数(一未満の端数があるときは、当該端数を切り額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価額の

- とする方法 | 一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数 |
- 発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数とする方法新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人のついては、株式の数とし、新株引受権証書、新株予約権証券又は四 外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものに
- 掲げる数とする方法
 おいて表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に五 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券に
- 端数を切り捨てて得た数)) 一末満の端数があるときは、当該
 「一末満の端数があるときは、当該
 「一部である新株引受権の目的である株式の発行価格及び発行価 が表示されている場合には、当該発行価格及び発行価 が表示されている場合には、当該発行価格及び発行価 がある新株引受権証書の新株の引受権の目的である株 「一部株引受権証書」当該株券等預託証券において表示される権
- 八 新株予約権証券 当該株券等預託証券において表示される権

利の目的である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式

二 新株予約権付社債券 る権利の目的である新株予約権付社債に付与されている新株予 約権の目的である株式の数 外国の法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有す 当該株券等預託証券において表示され

へ 外国の法人が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又 るもの

当該株券等預託証券において表示される権利の目的で は新株予約権付社債券の性質を有するもの ある株式の数 内国法人が発行者

である証券又は証書に準じて株式に換算した数

(対象会社等の意見表明)

第二十五条 (略)

に掲げるものとする。 法第二十七条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、 次

|〜三 (略)

当該意見を表明する役員に限る。 次号において同じ。) が所有す る当該公開買付けに係る株券等の数及び当該株券等に係る議決権 当該会社の役員 (取締役会の決定に基づく場合以外の場合には

(対象会社等の意見表明)

第二十五条 (略)

2 に掲げるものとする。 法第二十七条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、 次

|〜三 (略)

兀 る当該公開買付けに係る株券等の数 当該意見を表明する役員に限る。次号において同じ。) が所有す 当該会社の役員 (取締役会の決定に基づく場合以外の場合には

五 (略)

3 (略)

(略)

五

(略)

3

(あん分比例の方式)

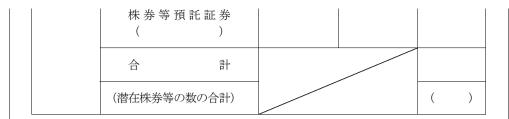
- き新株予約権の行使により発行し、又は移転すべき株式の数とする転すべき株式の数とし、新株予約権付社債券にあっては券面額につ式の数とし、新株引受権証書及び新株予約権証券にあっては当該新式の数を定めた会社の株券にあっては当該一単元の株3 第一項において一株とは、商法第二百二十一条第一項の規定によ

(あん分比例の方式)

- 書に記載した方法により行わなければならない。等の総数とが異なるときは、その異なる数の処理は、公開買付届出前項に掲げる方法により計算した数の合計と買付け等をする株券
- 引受権の行使により発行すべき株式の数とする。 リー単元の株式の数を定めた会社の株券にあっては券面額につき新株の数とし、新株引受権証書及び新株引受権証券にあっては当該一単元の株式の数とし、新株引受権証券の権利行使により発行すべき株式の数とし、新株引受権証券の権利行使により発行すべき株式の数とし、新株引受権証券の権利行使により発行すべき株式の数とし、新株引受権証券の権利行使により発行すべき株式の数とし、新株引受権証券の権利であっては当該新されての数とし、新株引受権付社債券にあっては当該所は対象を定めた会社の株券にあっては当該一単元の株ができません。

改 正 紫				
第一号様式 公開買付けによる買付け等の通知書	第一号様式 公開買付けによる買付け等の通知書			
上 一 一 平成 年 月 日 公開買付者 (1)氏名又は名称 印 住所又は所在地	関 平成 年 月 日 公開買付者 (イ) 氏名又は名称 印 住所又は所在地			
1 公開買付けの状況 (2)	1 公開買付けの状況			
株券等の種類 応募株券等の数の 合計 買付け等をする株券等の 数の合計 返還する株券等の数の合 計	株券等の種類 応募株券等の <u>総数</u> 買付け等をする株券等の 返還する株券等の <u>総数</u> <u>総数</u>			
2 応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わない場合の理由 (3) 3 応募に関して買付け等をする株券等又は返還する株券等(4) (略)	2 応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わない場合の理由(ロ) 3 応募に関して買付け等をする株券等又は返還する株券等(ハ) (略)			
4 決済の方法(5) (略)	4 決済の方法 (二) (略)			
(記載上の注意) (1) (略) (2) 公開買付けの状況 株券等が株券である場合は、株式の種類ごとに記載すること。 (3) (略) (4) (略)	(記載上の注意) (イ) (略) (新設) (四) (略) (い) (略) (い) (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)			

改 正 案								選	仁		
二号様式 <u>公 開 買 付 届 出 書</u> (略)						二号様式		公開買作		<u> </u>	
1 公開買付要 l ~3 (略) 1 買付け等の	項 期間、買付け等の価格及び買	付予定の株券等の	の数(ホ)		-	1 公開買付 <u>男</u> 1~3 (略) 4 買付け等の		寸け等の価格及び買	付予定の株券等の	D数(ホ)	
買付け等の 期 間	年 月 日から	公 告	日			期間	年 月	日から	公 告	Ħ	
朔	年 月 日まで(日間)	公告掲載新聞	引名 一				年 月	日まで (日間)	公告掲載新聞	見名 一	
	株券						株	券			
	新株引受権証書						新株	引受権証書			
買付け等の	新株予約権証券				買付け等の	新株	引受権証券				
価格	格新株予約権付社債券					質的の等の	転力	與 社 債 券			
	株 券 等 預 託 証 券 ()					加 恰 [新株豆	引受権付社債券			
	算定の基礎						株 券 (等預託証券)			
	株券等種類	株式	に換算し	た数			算 泵	定の基礎			
	体 分 守 悝 規	買付予定数	超過予定数	計			III. No hite out item	券 等 種 類	株式	に換算した	数
	株券	株	株	株			1本 3	京 守 悝 類	買付予定数	超過予定数	計
買付予定の	新株引受権証書						株	券	株	株	株
株券等の数	新株予約権証券					買付予定の	新株	引受権証書			
	新株予約権付社債券					株券等の数	新株	引受権証券			



5 買付け等を行った後における株券等所有割合(へ)

区 分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(a)	<u>個</u>
a のうち潜在株券等に係る議決権の数 (b)	個
bのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数(c)	個
届出書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (d)	<u>個</u>
d のうち潜在株券等に係る議決権の数(e)	個
e のうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数 (f)	<u>個</u>
届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (g)	<u>個</u>
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(h)	個
hのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数 (i)	<u>個</u>
対象会社の総株主の議決権の数 (年 月 日現在) (j)	個
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)	%

転 換 社	债券			
新株引受権付	<u> </u>			
株 券 等 預 i	託証券			
合	計 <u>(a)</u>			
(潜在株券等の数	女の合計) <u>(b)</u>		()

5 買付け等を行った後における株券等所有割合(へ)

届出書提出日現在	公開買付所有者分(うち潜在株券等)			株	(c) (株(d))
における所有株券 等の数	特別	関係者所有分(うち)	替在株券等)_	株	(e) (株(f))
	対象会 の状況	会社の発行済株式	発行済株式の総数	<u>×</u>		株(g)
対象会社の発行済	<u> </u>	<u>/L</u>	議決権のない株式数			<u>株(h)</u>
株式の総数	_(年 月 日現在)	自己株式数及び木 有株式数		<u>株(i)</u>	
	計算の	の基礎となる発行済材		<u>株(j)</u>		
買付け等の後にお	分子 (c)+(e)+買付予定の株券等の数 (上記(a)) = 株(l				株(k)	
ける株券等所有割 合	分母	分母 (j)+(d)+(f)+買付予定の潜在株券等の数 (上記(b)) = 株				
	株券等	等所有割合	(k)/(1)>	<100		<u>%</u>

6~11 (略)

第2 (略)

- 第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況
- 1 届出書提出日現在における株券等の所有状況(ツ)
- (1) 公開買付者による株券等の所有状況

		所有する株券等の 数	令第7条第3項第 2号に該当する株 券等の数	令第7条第3項第 3号に該当する株 券等の数
	株券	株	株	株
内	新株引受権証書			
PJ	新株予約権証券			
訳	新株予約権付社債券			
	株券等預託証券			
î	計			
所	有株券等の合計数			
(所有	潜在株券等の合計数)	()		

(2) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)

		所有する株券等の 数	令第7条第3項第 2号に該当する株 券等の数	令第7条第3項第 3号に該当する株 券等の数
	株券	株	株	株
内	新株引受権証書			

6~11 (略)

第2 (略)

- 第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況
- 1 届出書提出日現在における株券等の所有状況(ツ)
 - (1) 公開買付者による株券等の所有状況

		所有する株券等の 数	令第7条第3項第 2号に該当する株 券等の数	令第7条第3項第 3号に該当する株 券等の数
	株 券	株	株	株
内	新株引受権証書			
P3	新株引受権証券			
	転 換 社 債 券			
訳	新株引受権付社債券			
	株券等預託証券 ()			
í	計			
所	有株券等の合計数			
(所有	潜在株券等の合計数)	()		

(2) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)

		所有する株券等の 数	令第7条第3項第 2号に該当する株 券等の数	令第7条第3項第 3号に該当する株 券等の数
	株券	株	株	株
内	新株引受権証書			
N			/	

新株予約権証券 新株予約権付社債券 株券等預託証券 合 計	新株引受権証券 転換社債券 新株引受権付社債券 株券等預託証券 ()
所有株券等の合計数 (所有潜在株券等の合計数) ()	所有株券等の合計数
(3) 特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳)	(所有潜在株券等の合計数) () (3) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)
氏名又は名称	氏名又は名称
住所又は所在地	住所又は所在地
職業又は事業の内容	職業又は事業の内容
連絡先	連絡先
公開買付者との関係	公開買付者との関係
所有する株券等	所有する株券等 令第7条第3項 令第7条第3項 の数 第2号に該当す 第3号に該当す る株券等の数 る株券等の数
株株株株株	株券株株
新株引受権証書	新株引受権証書
所有株 内 <u>新 株 予 約 権 証 券</u>	所有株 内 新株引受権証券
券等の 訳 <u>新株予約権付社債券</u>	券等の <u>転換社債券</u>
数 株券等預託証券	数 <u>新株引受権付社債券</u>

()			
合	計			
所有株券等の合計	·数			
(所有潜在株券等の 合計数))	()	

 $2 \sim 4$ (略)

第4 (略)

第5 対象会社の状況(ヰ)

1 • 2 (略)

3 株主の状況(ク)

(1) 所有者別の状況 年 月 日現在

			株式の状況(1 <u>単元</u> の株式数 株)						単元未満		
区	分	政府及び 地方公共	金	融	証	券	その他	外国法人 等(うち	個人	計	株式の状況
		団体	機	関	会	社	の法人	個人)	その他		
株宝		人						()			
所有数	有株式	単位						()			株
	割合	%						()		100	

(2) (略)

4 (略)

(記載上の注意)

(イ)~(二) (略)

(ホ) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数(1)~(3) (略)

-	株券等預託証	券)			
É	計				
所1	有株券等の合計数				
	所有潜在株券等の 十数)		()	

 $2 \sim 4$ (略)

第4 (略)

第5 対象会社の状況(ヰ)

1 • 2 (略)

3 株主の状況(ク)

(1) 所有者別の状況

年 月 日現在

	株式の状況(1単位の株式数 株)						単位未満				
区	分	政府及び 地方公共 団体	金機	融関	証会	券社	その他の法人	外国法人 等(うち 個人)	個人	計	株式の状況
株宝	主数	人						()			
所有数	有株式	単位						()			株
	割合	%						()		100	

(2) (略)

4 (略)

(記載上の注意)

(イ)~(二) (略)

(ホ) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数(1)~(3) (略)

- (4) 「(潜在株券等の数の合計)」欄には、「合計」から「株券」の数を引いた数を記載すること。
- (へ) 買付け等を行った後における株券等所有割合
 - (1) 「対象会社の<u>総株主の議決権の数</u>」の欄には、原則として、公開買付開始公告を行った 日の<u>総株主の議決権の数</u>を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直近に提 出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された<u>総株主の議決権の</u> 数を記載しても差し支えない。

(削る)

(削る)

- (2) 株券等所有割合は小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁まで記載すること。 (ト)~(ソ) (略)
- (ツ) 届出書提出日現在における株券等の所有状況
 - (1) 株券等の数は、株券については株式の数を、その他のものについては<u>第8条第2項</u>の規定により株式に換算した数を記載すること。以下同じ。

 $(2)\sim(5)$ (略)

(ネ)~(オ) (略)

(ク) 株主の状況

届出日までに半期報告書又は臨時報告書(法第24条の5第4項に規定する臨時報告書をいう。)が提出され、これらの報告書に主要株主(法第163条第1項に規定する主要株主をいう。)及び役員の異動の記載がある場合には、それを「(2)大株主及び役員の所有株式の数」に注記すること。

(ヤ) (略)

- (4) 「(潜在株券等の数の合計)」欄には、合計から株券の数を引いた数を記載すること。
- (へ) 買付け等を行った後における株券等所有割合
 - (1) 「対象会社の発行済株式の総数」の欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の発行済株式の総数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された発行済株式の総数を記載しても差し支えない。
 - (2) 「議決権のない株式数」欄には、商法第242条第1項本文の規定により議決権を有しないこととされる場合(同項ただし書の規定により議決権を有することとされる場合を除く。)における株式で議決権のある株式に転換することを請求できないものの数を記載すること。
 - (3) 「自己株式数及び相互保有株式数」欄には、商法第241条第2項及び第3項の規定に より議決権を有しない株式(公開買付者及び特別関係者が所有するものを除く。)の数を 記載すること。
 - (4) 株券等所有割合は小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁まで記載すること。

(ト)~(ソ) (略)

- (ツ) 届出書提出日現在における株券等の所有状況
 - (1) 株券等の数は、株券については株式の数を、その他のものについては<u>第8条</u>の規定により株式に換算した数を記載すること。以下同じ。

(2)~(5) (略)

(ネ)~(オ) (略)

(ク) 株主の状況

届出日までに半期報告書又は臨時報告書(法第24条の5第4項に規定する臨時報告書をいう。)が提出され、これらの報告書に主要株主(法第163条第1項に規定する主要株主をいう。)及び役員の異動の記載がある場合には、それを「(2)大株主及び役員の所有株式の数」に注記すること。

なお、商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第74号)附則第15条第1項の会社以外の会社にあっては本様式に準じて記載すること。

(ヤ) (略)

改	
第三号様式 別途買付け禁止の特例を受けるための申出書 (略)	第三号様式 別途買付け禁止の特例を受けるための申出書 (略)
(記載上の注意) (イ) 公開買付者との関係 公開買付者と申出者との間の法第27条の2第7項第1号に規定する特別の関係の内容(例えば、公開買付者が総株主の議決権の20%の株式を所有する会社の監査役である旨)に ついて具体的に記載すること。 (ロ)~(ホ) (略)	(記載上の注意) (イ) 公開買付者との関係 公開買付者との関係 公開買付者と申出者との間の法第27条の2第7項第1号に規定する特別の関係の内容(例えば、公開買付者が発行済株式総数の20%の株式を所有する会社の監査役である旨)に ついて具体的に記載すること。 (ロ)~(ホ) (略)

改 旧 紫	
第四号様式 <u>意 見 表 明 報 告 書</u> (略)	第四号様式 <u>意 見 表 明 報 告 書</u> (略)
(記載上の注意) (イ)・(ロ) (略) (ハ) 役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数 (略) (ニ) (略)	(記載上の注意) (イ)・(ロ) (略) (ハ) 役員が所有する株券等の数 (略) (ニ) (略)

	日 然			道	仁	
第六号様式	買付報告 <u>書</u> (略)		第六号様式	開 買 付 報 (略)	告書	
1 (略) 2 買付け等の結果 (1)・(2) (略) (3) 買付け等を行った株券等の数(ホ	<u>)</u>		1 (略) 2 買付け等の結果 (1)・(2) (略) (3) 買付け等を行った株券等の	D数(ホ <u>)</u>		
株券等の種類	株式に換算	した数	株券等の種業		こに 換	算 し た 数
VI 77 47 14 19	応 募 数 買	付数	N 20. 43. 62. 43. 8	応 募	数	買 付 数
株 券	株	株	株	券	株	株
新株引受権証書			新株引受権証言			
新株予約権証券			新株引受権証券	<u>券</u>		
新株引受権付社債券			転 換 社 債 参	<u> </u>		
株券等預託証券			新株引受権付社債勢			
合 計			株券等預託証券	券		
(潜在株券等の数の合計)	()	合	-		
			(潜在株券等の数の合言	#)		()
(4) 買付け等を行った後における株装	等所有割合(へ)		(4) 買付け等を行った後におい	ナる株券等所有割合(^	<u>\)</u>	
X	分	議決権の数	報告書提出日現在におけ	公開買付者所存 (うち潜在株券等		株(a) (株(b))_
報告書提出日現在における公開買作 (a)	村者の所有株券等に係る議決権の数	<u>類</u> 個	る所有株券等の数	特別関係者所有 (うち潜在株券等		株(c) (株(d))_

a のうち潜在株券等に係る議決権の数 (b)	<u>個</u>
bのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数 (c)	<u>個</u>
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (d)	<u>個</u>
dのうち潜在株券等に係る議決権の数 (e)	<u>個</u>
e のうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数 (f)	個
対象会社の総株主の議決権の数 (年 月 日現在) (g)	個
買付け等後における株券等所有割合 _((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)	<u>%</u>

(5) (略)

(記載上の注意)

(略)

(イ)~(二) (略)

- (ホ) 買付け等を行った株券等の数
 - (1) 株券については株式の数を、その他のものについて第8条第2項の規定により株式に換算した数を記載すること。以下同じ。
 - (2) 潜在株式等の数については、新株引受権証書、新株予約権証券、新株予約権付社債券及び株券等預託証券に係る数を記載すること。以下同じ。
 - (3) 「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること。
- (へ) 買付け等を行った後における株券等所有割合
 - (1) 「対象会社の<u>総株主の議決権の数</u>」欄には、原則として、報告書提出日の<u>総株主の議決権の数</u>を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された<u>総株主の議決権の数</u>を記載しても差し支えない。

(削る)

ĺ	ĺ			1
対象会社の発行済株式の	対象会社の発行済株	発行済材	株式の総数	<u>株(e)</u>
総数	<u> </u>	議決権のない株式 数		<u>株(f)</u>
	<u>往</u>	自己株式 互保有格	大数及び相 株式数	<u>株(g)</u>
	計算の基礎となる発行		D総数 - (f) - (g)	<u>株(h)</u>
	分 子 ((a) + (c)		<u>株(i)</u>
買付け等の後における株 ************************************	分 母(b)+(d) + (h)		<u>株(j)</u>
券等所有割合	株 券 等 所 有 割 d (i)/(j)×100		<u>%</u>

(5) (略)

(記載上の注意)

(略)

(イ)~(二) (略)

- (ホ) 買付け等を行った株券等の数
 - (1) 株券については株式の数を、その他のものについて<u>第8条</u>の規定により株式に換算した数を記載すること。以下同じ。
 - (2) 潜在株式等の数については、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券に係る数を記載すること。以下同じ。

(新設)

- (へ) 買付け等を行った後における株券等所有割合
 - (1) 「対象会社の発行済株式の総数」欄には、原則として、報告書提出日の発行済株式の総数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された発行済株式の総数を記載しても差し支えない。
 - (2) 「議決権のない株式数」欄には、商法第242条第1項本文の規定により議決権を有しないこととされる場合(同項ただし書の規定により議決権を有することとされる場合を除く。)における株式で議決権のある株式に転換することを請求できないものの数を記載す

(削る)	ること。 (3) 「自己株式数及び相互保有株式数」欄には、商法第241条第2項及び第3項の規定に より議決権を有しない株式(公開買付者及び特別関係者が所有するものを除く。)の数を
	記載すること。
<u>(2)</u> (略)	(<u>4)</u> (毗各)
(ト) (略)	(ト) (略)